

2 保護地区の定義

各保護地区の定義と概要は以下の通りで、その範囲は第6-3～10図に示す。

第6-2表 保護地区の定義

保護地区の種類	代表的な景観	定義
特別保護地区	 馬放島などの島嶼部	松島の自然が特に良好に残る区域と、観賞の場のうち四大觀周辺、瑞巖寺周辺や雄島など、松島を代表する歴史的景観が良好に残り、“松島の風景”の基盤として核心的で最も重要な地区。
第1種保護地区	 松島町富山の周辺	特別保護地区に準ずる区域で、丘陵など里山的環境も含めて自然が良好に残り、近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第2種保護地区	 東松島市宮戸月浜	「松島湾の畑作景観・島嶼部の畑作景観」や「松島湾沿岸漁業と漁村景観」として宅地、農地等の土地利用がされており、自然とともにある暮らしや歴史のある近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第3種保護地区	 利府町葉山地区の住宅団地	第2種保護地区に準ずる区域で、宅地、商業地、農地等の土地利用がなされ、松島への導入部分として、来訪者の印象や観賞の場からの眺望に影響を与えていたる地区。
海面保護地区	 松島湾	海上からの近景はもとより、陸上にある観賞の場からの遠景としても重要な役割を果たしている海域。

第3節 現状変更の取扱い

1 日常的な生活の営みと現状変更等のちがい

現状変更とは文化財に物理的作用的行為を加え、風景の一部を変更することを指す。“松島の風景”は自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場によって構成され（第3章第2節）、このうち自然とともにある暮らしと歴史は、日常的な生活生業によって育まれている。したがって、指定地内での日常的な生活の営みは、工事などによって風景の一部を変更することがない限り、以下で示す現状変更等の制限に該当しない。